

児童福祉法改正（平成24年4月1日）に伴う障害児支援の見直しについて（報告）

平成24年度の発達相談センター設置を目指し、平成21年度より本格的に議論を進めているところであるが、このたび児童福祉法が改正（平成24年4月1日施行）され、障害児通園施設の機能が見直されることとなった。

今まで検討を進めていた発達相談センター構想との関連が深いことから、国の示す障害児通園施設の見直しの概略について報告する。

1. 障害児通園施設の見直しの背景

障害児支援策は、これまで全体的な見直しが行われておらず、障害者自立支援法制定の際、同法の附則において施行後3年の見直しの項目のひとつとされていた。



●国の検討会である「障害児施策の見直しに関する検討会」で審議された結果、障害児施策の見直しにおいて、以下の内容の充実を図るものとされた。

1. 子どもの将来の自立に向けた発達支援
2. 子どものライフステージに応じた一貫した支援
3. 家族を含めたトータルな支援
4. できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援



●児童福祉法改正（平成24年4月1日）による障害児支援の体系

1. 障害種別に分かれていた施設の一元化

・身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別に分かれていた障害児施設（入所・通所）を一元化した。

2. 障害児入所支援の区分変更

- ①区分：福祉型、医療型
- ②入所支援の実施主体：引き続き、都道府県。

3. 障害児通所支援の区分及び実施主体の変更

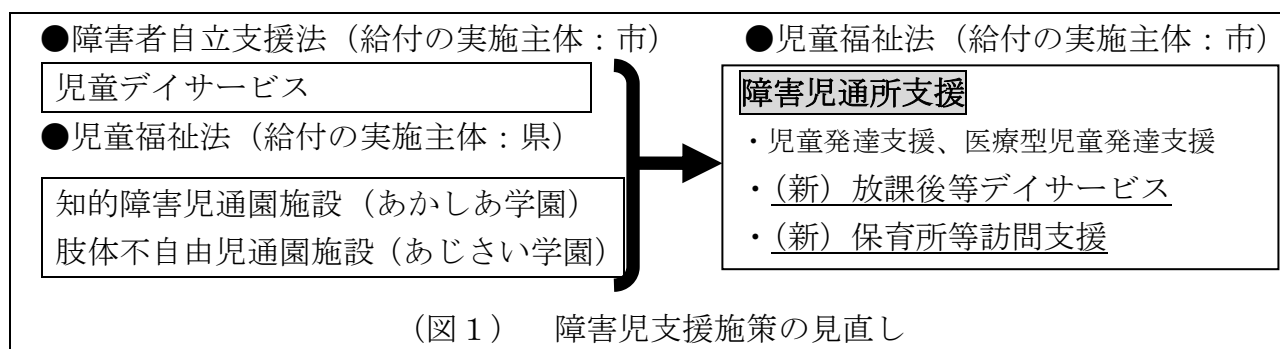
- ① 区分：児童発達支援、医療型児童発達支援
- ② 通所支援の実施主体：在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることを踏まえ、市町村となる。

③「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」の創設

- ・放課後や夏休み、青年期までの支援のため「放課後等デイサービス」の創設。
- ・親子や保育士、保健センター等の訪問支援を行う「保育所等訪問支援」を創設。

4. 障害児相談支援事業の創設 障害児が受けるサービスの利用計画作成の促進。

2. 児童福祉法改正による障害児通所支援の見直し



(表1) 障害児通所支援の内容

種類	提供される支援	備考
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練	あかしあ学園、障害者自立支援法の「児童デイサービス」にあたる機能
医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練および治療	あじさい学園、障害者自立支援法の「児童デイサービス」にあたる機能
放課後等デイサービス	就学している障害児につき、授業終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う	障害者自立支援法の「児童デイサービス」に相当する機能
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う	法定事業としては新規

3. 児童福祉法の「障害児通所支援」と、市で検討中の発達相談センターについて

現在、検討中の発達相談センターには「相談機能」と「指導機能」の2つの機能を検討しているが、この相談機能の中には、児童福祉法による「障害児通所支援」の「保育所等訪問支援」に相当する機能が含まれるなど、児童福祉法の障害児通所支援と、市で検討してきた「発達相談センター」の機能の一部が重なることが明らかになった。

今後、児童福祉法の「障害児通所支援」と、市の単独事業として検討してきた「発達相談センター」は、国から示される「障害児通所支援」の基本枠組みや施設基準省令等を踏まえながら、市の発達相談センターと児童福祉法の示す障害児通所支援の機能を充分精査し、検討を行なう。本年秋頃の福祉問題審議会で、発達相談センターに関する機能等について諮問させていただく予定である。